令和4年度第2回五島市農業委員会総会会議議事録

開 会 日 時	令和4年5月26日　午後1時30分							
閉 会 日 時	令和4年5月26日　午後3時45分							
場　　所	五島市役所新本館 3 階会議室（3−A,B,C）							
農 業 委 員 出 席 委 員 （15名）	1	南　忠明			3	山﨑　早苗	4	平田　光昭
	5	荒木　富男	6	今里　誠一			8	山本　実雄
	9	小林　善孝	10	古里　善秀	11	寺脇　八夫	12	長尾　五男
	13	上村　孝幸	14	角田　隆章	15	尾崎　初雄		
	17	寺坂　誠一			19	山田　勝久		
欠 席 委 員 （4名）	2	出口　幸博	7	中村　耕二	16	本村　　元	18	林　　賢市
推 進 委 員 出 席 委 員 （ 8名）	①	大石　　勝	②	谷川　育男	④	坂井　平人	⑥	田中　敏郎
	⑪	平山　勇市	⑬	中村　　誠	⑳	坂瀬　達生	㉒	深松　　誠
欠 席 委 員 （ 14名）	③	木場　兵次	⑤	佐々野勇三	⑦	千代田武詞	⑧	畑田　幸彦
	⑨	北川美喜夫	⑩	下村　真一	⑫	松本　　覚	⑭	道脇　実喜夫
	⑮	寺内　和彦	⑯	川端　敏広	⑰	吉谷　吾市	⑱	四辻　嘉之
	⑲	新井　真二	㉑	竹野　真広				
署 名 委 員	6	今里　誠一	11	寺脇　八夫				
事 務 局	事務局:吉田典昭　事務局:藤原勝栄　係長:阿野舞子　事務局:浜上研人 事務局　:井川勝博							
	分室　富　江:設楽係長　三井楽:安永係長　奈留:荒木係長 岐　宿:山田主査　玉之浦:熊川主査							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 7 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 8 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 9 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 10 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 11 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 12 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 13 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決
	議案第 14 号	農業委員会の適正な事務実施について 1　令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 2　令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画	可　　決
	議案第 15 号	あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて	可　　決
	議案第 16 号	農業振興地域整備計画変更（農用地区域の除外）に係る意見について	可　　決

＝午後1時30分　開会＝

□事務局

それでは、令和4年度　第2回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。
本日は、2番　出口　幸博委員、7番　中村　耕二委員、16番　本村　　元委員、18番　林　　賢市委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19名中15名となります。
よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。
それと、本日の議案説明においては、譲受人の住所、氏名など、読み上げを一部省略させて頂きます。読上げを省略した事項については議案書の方で確認をお願いします。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

〇議長
皆さんこんにちは。
出席委員は定足数に達しました。これより、令和4年度第2回五島市農業委員会総会を開会いたします。

〇議長
それでは、議案第7号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
議案第 7 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。
1 ページをご覧ください。
農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します。2 ページをご覧ください。
今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。
今回非農地と判断されたものは、田 2 筆、畑 2 筆で、面積は 4,570 ㎡となっております。
4月からの累計は、田 8 筆、畑 13 筆で、合計面積は 17,943 ㎡となっております。以上です。

〇議長
質疑を行います。
質疑はございませんか。

〇議長
質疑を終わり、採決いたします。
議案第7号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

3ページをご覧ください。

議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断致します。

以上です。

○議長

それでは、議案第8号について質疑を行います。

なお、議案第8号の1番から2番については、1番○○委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－1番退席－

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

5ページをご覧ください。

議案第8号

1番　権利：所有権移転　有償　売買

所在：籠淵町　田1筆　2,735㎡

譲渡理由：相手方の要望により譲り渡す。

譲受理由：譲渡人より譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。

5月18日に福江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

議案第8号

2番　権利：所有権移転　有償　売買

所在：籠淵町　田１筆　3,346 ㎡
譲渡理由：遠隔地にいて耕作できないので親戚に譲り渡す。
譲受理由：譲渡人より譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。

５月１８に福江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
議案第８号の 1 番と2番の審議を行います。質疑のある方は挙手願います。

○議長
では、採決いたします。議案第８号の 1 番と2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第８号の 1 番と2番は許可されました。
１番　○○委員の除斥を解き、出席を求めます。
－１番出席－

○議長
それでは、議案第８号の３番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
３番　権利：所有権移転　無償　贈与
所在：三井楽町、畑４筆　7,943 ㎡
譲渡理由：島外在住であり、農地の管理が困難であるため、譲り渡す。
譲受理由：新規に農地を譲り受けて、畜産経営の安定を図る。

５月１７に三井楽地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
議案第８号の３番について質疑を行います。

○議長
質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長
では、採決いたします。議案第８号の３番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって議案第８号の３番は許可されました。

○議長

次に、議案第９号、「農地法第第 4 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。議案説明の前に第 4 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。6 から 7 ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの２つの基準を満たす場合に限り許可することができる。立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第１種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第３種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、8 ページの議案第 9 号の 1 番をご説明いたします。所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。

おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地であります。

申請地は、盛土を最高 1.0m、最低 0.3mの土地造成を施工する計画です。盛土部分の法面は、保護対策するので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、隣接地と緩衝地を設けることにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水の発生はありません。

以上です。

○議長

次に、議案第９号に対する富江地区協議会会長の報告を求めます。

□富江地区協議会会長

富江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第９号の１番について、当協議会は去る５月１８日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第４条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で富江地区協議会の報告を終ります。

○議長
富江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

―質疑応答―

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長
質疑を終わり、採決を行います。
議案第9号の 1 番に対する富江地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―
○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第9号の 1 番は許可相当と決しました。

○議長
次に、議案第 10 号、「農地法第第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。議案説明の前に 9 ページから 10 ページの第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文については第 4 条で説明したとおりです。以上です。

○議長
それでは、議案第 10 号の1番から 2 番を審議します。
なお、議案第 10 号の1番から 2 番については、1番南忠明委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－1番退席－

○議長
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、11 ページの議案第 10 号の 1 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。

申請地は、現状のまま利用することで土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。また、建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、12 ページの議案第 10 号の 2 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域内にあり、都市計画区域外にあります。申請地は、現状のまま利用することで土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。風況を観測する高さ約 59mのポールを設置して 2 年 11 ヵ月間観測する計画となっており、3 年以内の一時転用であります。観測が終わったら施設を撤去し、農地に復元することとなっております。また、雨水排水は、敷地内で自然流下させる計画なっております。
以上です。

○議長
つづきまして、議案第 10 号に対する各地区協議会会長の報告を求めます。
質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。
それでは、議案第 10 号の 1 番に対する大津・奈留地区協議会会長の報告を求めます

□大津・奈留地区協議会会長
大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第１０号の１番について、当協議会は去る５月１８日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第５条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上で大津・奈留地区協議会の報告を終ります。

○議長
大津・奈留地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
―質疑応答―

質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
つづきまして、議案第 10 号の 2 番に対する崎山地区協議会会長の報告を求めます。

□崎山地区協議会会長
崎山地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第１０号の２番について、当協議会は去る５月１８日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第５条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で崎山地区協議会の報告を終ります。

○議長

崎山地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑はございませんか。

□角田委員

浮体式の風力発電というか、何年も試験的に立証しているんでしょうがそこまでしないとダメということでしょうか。

□事務局

空調の観測を依頼してきた業者が、今実際付いている風力の会社とは別会社であることは聞いております。

□角田委員

別会社が観測するということですか。

□事務局

そうですね。
洋上風力をその会社が設置するかしないかは、今の地点では分からないということです。

□角田委員

それでも国自体の仕事なんでしょうから。やっぱり検査しないとダメなんでしょうか。

○議長

一時転用という形になりますので、よろしくお願い致します。

○議長

質疑を終わり、採決は一括して行います。
議案第 10 号の 1 番から2番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第 10 号 1 番から2番は、許可相当と決しました。
1番　南忠明委員の除斥を解き、出席を求めます。
－1番出席－

○議長

つづきまして、議案第 10 号の3番以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局

次に、13 ページの議案第 10 号の 3 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内の第 1 種住居地域に用途設定された第 3 種農地であります。
申請地は、現状のまま利用し、隣接地境界には、擁壁を設置しますので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、14 ページの議案第 10 号の 4 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる第 2 種農地であります。
申請地は、現状のまま利用し、境界に畦畔があり土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。近隣農地の営農等への影響はないと思われます。また、ソーラーパネル 236 枚の発電能力 49.5kwの太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生は、ございません。

最後に、15 ページの議案第 10 号の 5 番をご説明いたします。
申請地は、平成 4 年 8 月頃から当該申請地を借りて砂利、砕石置場として使用し現在も同様に使用しております。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。
転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も被害の発生の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水についての発生はありません。以上です。

○議長
次に、議案に対する各地区協議会の報告を求めます。
質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。
はじめに、議案第 10 号の3番に対する福江地区協議会の報告を求めます。

□福江地区協議会会長
福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第１０号の３番について、当協議会は去る５月１８日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農地法第５条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上で福江地区協議会の報告を終ります。

○議長

福江地区協議会の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長
挙手がないようですので、つづきまして、議案第 10 号の4番に対する三井楽地区協議会の報告を求めます。

□三井楽地区協議会会長
三井楽地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第 10 号の4番について、当協議会は去る5月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上で三井楽地区協議会の報告を終ります。

○議長
三井楽地区協議会の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長
挙手がないようですので、つづきまして、議案第 10 号の5番に対する山内地区協議会の報告を求めます。

□山内地区協議会会長
山内地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第10号の5番について、当協議会は去る5月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上で山内地区協議会の報告を終ります。

○議長
山内地区協議会の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。
議案第 10 号の3番から5番に対する各地区協議会の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしとの声がありました。
よって、議案第 10 号の3番外2件は、許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。お配りしている横書きの A4 用紙をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

以上です。

○議長

それでは、議案 11 号の1番1から1番 11 を審議します。

なお、本案については、4番〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－4番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案についてご説明いたします。16 ページをご覧ください。

1 番 1　申請地　畑 4 筆　6,817 ㎡
1 番 2　申請地　畑 1 筆　2,317 ㎡
1 番 3　申請地　畑 1 筆　2,641 ㎡
1 番 4　申請地　畑 1 筆　672 ㎡
1 番 5　申請地　畑 3 筆　2,269 ㎡
1 番 6　申請地　畑 3 筆　5,787 ㎡
1 番 7　申請地　田 3 筆　6,550 ㎡
1 番 8　申請地　田 4 筆　3,643 ㎡
1 番 9　申請地　田 4 筆　8,813 ㎡
1 番 10　申請地　畑 1 筆　2,199 ㎡
1 番 11　申請地　畑 1 筆　2,808 ㎡

以上、1 番 1～1 番 11 につきましては、1 番 1 から 1 番 5 が更新、ほかは新規で、契約内容は 1 番 10、1 番 11 が使用貸借権、ほかは賃貸借権となっております。

以上、申請番号 1 番 1 から 1 番 11 につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の⑴の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

議案第 11 号の 1 番 1 から 1 番 11 について質疑を行います。

○議長

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案11号、貸借(たいしゃく)権設定の1番1から1番11は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１１号の1番1外 10 件については、原案のとおり可決されました。

４番　○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

－４番出席－

○議長

続きまして、議案 11 号の２番を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案についてご説明いたします。20 ページをご覧ください。

申請番号 2 番につきましては、リース牛舎等を建設するものです。

2 番　　申請地　田 2 筆、畑 1 筆　　3,715 ㎡

新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

申請地には、牛舎および堆肥舎それぞれ 1 棟を建設する計画となっております。

位置図及び配置図は議案をご確認ください。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内にある農業用施設用地であります。提出された被害防除計画書によりますと、雨水排水は溜桝(ためます)を設置し、敷地内に排水する計画、汚水処理は採光性(さいこうせい)牛舎を採用し、床にはオガコを大量に敷き詰め、年 2、3 回の入替を行う計画となっております。

以上 2 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長

ではここで岐宿地区協議会に報告を求めます。

□岐宿地区協議会

岐宿地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第１１号農地利用集積計画の決定についての２番について、当協議会は去る5月１７日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農業振興地域内の農用地区域内で農業用の用途が農業用施設用地と区分され、周辺の農地に影響はなく農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の⑴の①の各要件を満たしていると判断しました。
以上で岐宿地区協議会の報告を終ります。

○議長
議案第 11 号の２番について質疑を行います。
―質疑応答―

○議長
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
質疑を終わり、採決いたします。
議案 11 号、貸借(たいしゃく)権設定の２番は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 11 号の２番については、原案のとおり可決されました。

○議長
続きまして、議案 11 号の３番１から９番を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、議案についてご説明いたします。21 ページをご覧ください。

3 番 1　申請地　畑 1 筆　3,520 ㎡
3 番 2　申請地　畑 1 筆　1,583 ㎡
3 番 3　申請地　畑 1 筆　2,736 ㎡
3 番 4　申請地　畑 1 筆　2,750 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
3 番 5　申請地　畑 1 筆　1,196 ㎡
3 番 6　申請地　畑 1 筆　2,347 ㎡
3 番 7　申請地　畑 1 筆　1,230 ㎡
3 番 8　申請地　畑 2 筆　4,225 ㎡
3 番 9　申請地　畑 1 筆　2,613 ㎡
3 番 10　申請地　畑 1 筆　1,702 ㎡
3 番 11　申請地　畑 1 筆　2,531 ㎡
3 番 12　申請地　畑 1 筆　3,476 ㎡

こちらは共有持ち分の全員の同意となっております
3番13　申請地　畑6筆　3,940.95㎡
3番14　申請地　畑1筆　2,407㎡
3番15　申請地　畑1筆　2,177㎡
3番16　申請地　畑2筆　4,923㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております
3番17　申請地　畑1筆　1,531㎡
3番18　申請地　畑1筆　1,170㎡
3番19　申請地　畑1筆　700㎡
3番20　申請地　畑1筆　1,612㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております
3番21　申請地　畑1筆　821㎡
3番22　申請地　畑3筆　6,275㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
3番23　申請地　畑5筆　7,178㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
3番24　申請地　畑1筆　3,099㎡
3番25　申請地　畑1筆　1,795㎡
3番26　申請地　畑1筆　1,883㎡

以上、3番1～3番26につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

4番　申請地　田2筆　2,946㎡
新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

5番1　申請地　畑2筆　7,033㎡
5番2　申請地　畑1筆　2,308㎡
5番3　申請地　畑2筆　4,032㎡

以上、5番1～5番3につきましては、5番3が更新でほかは新規、契約内容は使用貸借権となっております。

6番　申請地　田5筆　4,903㎡
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
7番　申請地　田3筆　2,515.12㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

8番　申請地　田1筆　1,080㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

9番　申請地　田6筆　14,540㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

以上、申請番号3番1～9番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

議案第 11 号の3番 1 から9番について質疑を行います。

―質疑応答―

○議長

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案 11 号、貸借(たいしゃく)権設定の3番1から9番は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号、貸借権設定の1番1外 45 件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 12 号「農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

参照条文につきましては、議案第 11 号で説明したとおりでございますので省略いたします。

1 番 1	申請地	畑 1 筆	4,638 ㎡
1 番 2	申請地	畑 1 筆	4,576 ㎡
1 番 3	申請地	畑 2 筆	1,066 ㎡
1 番 4	申請地	畑 1 筆	1,126 ㎡
1 番 5	申請地	畑 1 筆	2,625 ㎡
1 番 6	申請地	畑 1 筆	1,449 ㎡
1 番 7	申請地	畑 1 筆	1,824 ㎡
1 番 8	申請地	畑 1 筆	2,580 ㎡
1 番 9	申請地	田 1 筆	1,471 ㎡
1 番 10	申請地	田 8 筆	4,822 ㎡
1 番 11	申請地	田 4 筆	1,681 ㎡

以上、1 番 1～1 番 11 の契約内容は、1 番 7、1 番 9 が使用貸借権、ほかは賃貸借権となっております。

1 番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。

―質疑応答―

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第 12 号、貸借権設定の1番1から1番 11 は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号の貸借権設定の1番1外 10 件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 13 号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。38 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 12 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

それでは議案についてご説明いたします。39 ページをご覧ください。

1 番　　申請地　　畑 1 筆　　4,638 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

2 番　　申請地　　畑 1 筆　　4,576 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

3 番　　申請地　　畑 2 筆　　1,066 ㎡

契約内容は、賃貸借権となっております

4 番　　申請地　　畑 1 筆　　1,126 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております

5 番 1　　申請地　　畑 1 筆　　2,625 ㎡
5 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　1,449 ㎡
5 番 1、5 番 2 の契約内容は、賃貸借権となっております

6 番　　申請地　　畑 1 筆　　1,824 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております

7 番　　申請地　　畑 1 筆　　2,580 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております

8 番 1　　申請地　　田 1 筆　　1,471 ㎡
8 番 2　　申請地　　田 1 筆　　1,396 ㎡
8 番 3　　申請地　　田 1 筆　　896 ㎡
8 番 4　　申請地　　田 1 筆　　5,699 ㎡
8 番 5　　申請地　　田 1 筆　　5,082 ㎡
8 番 1 から 8 番 5 の契約内容は、8 番 1、8 番 2、8 番 4 が使用貸借権、ほかは賃貸借権となっております

9 番 1　　申請地　　田 8 筆　　4,822 ㎡
9 番 2　　申請地　　田 4 筆　　1,681 ㎡
9 番 1、9 番 2 の契約内容は、賃貸借権となっております

以上、1 番から 9 番 2 までの配分計画案につきましては、適当であると考えます。
以上です。

○議長
質疑を行います。
―質疑応答―

○議長
質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長
では、採決いたします。
議案第 13 号1番から9番2については、適当であるとの意見であります。
原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号 1 番外 14 件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 14 号「農業委員会の適正な事務実施について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

48ページをお開きください。

議案第 14号「農業委員会の適正な事務実施について」ですが、平成 21 年 1 月と平成 28 年 3 月に通知された農業委員会の適正な事務実施に基づき取り組むものです。農業委員会の適正な事務実施を図るため、前年度の活動目標及びその達成に向けた活動の点検評価を行い、当該年度の活動計画を策定し、また公表しなければならないとされております。内容の説明をいたします。

49ページをご覧ください。令和3年度の活動目標及びその達成に向けた活動の点検評価案、このページでは農業の概要及び農業委員会の現在の体制を記載しております。

50ページをお開き下さい、「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、

2 番の令和3年度の目標及び実績が、集積目標 2,381.7ha に対して、集積実績 2,484.8ha ありました。うち新規実績 127.9ha、達成率は 104.33%となっています。

3 番の「目標達成に向けた活動」の実績として、7月から10 月に農地集積推進に向けた意向調査を行い、新規の農地所有適格法人、規模拡大を図る認定農業者等に働きかけを行い、また農地中間管理事業による利用集積を進めました。

4 番の「目標及び活動に対する評価」として、「農地所有適格法人、認定農業者等の規模拡大に伴うもので、農業委員の活動及び農地中間管理事業も集積に寄与しており、活動を継続することが必要」と評価しております。

51 ページをご覧ください。「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」について、

2 番の令和3年度の目標及び実績として、参入目標6経営体に対して参入実績が5経営体、参入目標面積 3ha に対して実績が 3.1ha となっております。これは 3 条申請で新規に農地を利用権設定又は取得した個人や法人を実績としております。

3 番の「目標の達成に向けた活動」の実績として、意欲ある農業者等の情報収集に努め、新規就農手順や利用権設定方法等の説明を行っております。

また、4 番の「目標及び活動に対する評価」として、新規就農者が目標以上に農業参入できたことは、今後も活動を継続することが必要であると評価しております。

52 ページをお開きください。「遊休農地に関する措置に関する評価」では、

2 番の「令和3年度の目標及び実績」では、解消目標 76ha に対し解消実績 125.0ha で、達成率は 164.47%でした。

3 番の「目標達成に向けた活動」の実績を申しますと、農地の利用状況調査を農業委員および推進委員 41名の委員の方々で 7 月から 10 月にかけて行っていただくことになっておりましたが、残念ながら、1 名の推進委員の協力を得られませんでした。調査結果の取りまとめを 10 月から 12 月に事務局で行っております。農地の利用意向調査を 12 月から 1 月に実施をし、取りまとめを 1 月から3月に行っております。調査数 2,186 筆、調査面積 215.8ha ございました。

4 番の「目標及び活動に対する評価」として、今後も円滑な利用状況調査を行うとともに、遊休

農地の有効利用が図られるよう担い手や農地所有適格法人に対する働きかけが重要と評価しております。

53 ページをご覧ください。「違反転用への適正な対応」について、令和 2 年度末の違反転用面積は 1.2ha ございまして、

2 番の令和 3 年度の実績 0.6ha となっております。

3 番の「活動実績」としまして、「委員の日常活動時、地区協議会時、農地利用状況調査時に監視活動を行い、特段の注意を払いましたが、活動に対する評価としまして、解消できませんでしたので、監視活動及び是正指導を強化する必要がある」と評価しております。

54 ページをお開きください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検について、「農地法第 3 条に基づく許可事務」ですが、令和 3 年度の 3 条申請処理件数は 32 件、うち許可件数は 32 件でございます。農地転用に関する事務は、令和 3 年度の 4 条 5 条申請受付及び総会で意見を付して処理したものは 69 件でございました。

55 ページをご覧ください。3 番の農地所有適格法人からの報告への対応について、管内の農地所有適格法人 26 法人中 21 法人から報告があっております。

うち、報告書の督促を行った法人が 8 法人で、督促後に報告書の提出があった法人が 3 法人、報告書の督促を行ったが令和 4 年 3 月 31 日までに報告がなかった法人が 5 法人あります。

未報告の法人のうち2法人につきましては、報告期限が令和4年3月31日までであったため、報告書の督促は、令和 3 年 4 月以降に行っており、今回の督促を行った農地所有適格法人数には、含んでおりません。

なお、未報告の法人につきましては、引き続き督促を行うとともに、今後、必要に応じ、許可の取り消し等の処分など行いたいと思います。

4 番の「情報の提供等」について、賃借料情報の調査・提供といたしまして、賃借料件数 715 件を令和 4 年 3 月にホームページ及び農業委員会事務局に備え付けております。農地の権利移動等の状況把握は、調査対象件数 3,046 件の取りまとめを令和 3 年度中に行っております。農地台帳の整備は、台帳で管理している 7,768.6ha を随時権利移動等のデータ更新を行っております。

56 ページをお開き下さい。「地域農業者からの主な要望及び対処内容」について、農地利用最適化等に関する事務としまして、6項目について8月に農業者との意見交換会を開催し、同月の総会で議決後、市長へ意見書の提出をしております。事務の実施状況の公表は、総会等の議事録の公表についてはホームページに公表しております。農地利用最適化推進施策の改善についての意見ですが、先程の市長への意見書の提出件数 1 件を記載しております。活動計画の点検評価の公表については、ホームページに公表しておりまして、本年も 6 月末までに公表をする予定です。

57 ページをご覧ください。次に令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画案をご説明いたします。このページでは、農家・農地等の概要及び農業委員会の現在の体制について記載しております。

58 ページをお開きください。「担い手への農地の利用集積・集約化」について、2 番の令和4年度の目標及び活動計画として集積目標面積 2,538.2ha、うち新規集積目標面積 53.4ha、活動計画として、農地中間管理事業及び国・県の補助事業の周知を行い、規模拡大農家、農地所有適格法人への利用集積を図る。7 月から 11 月に農地集積推進に向けた農地の管理、利用状況等について意向調査と利用集積活動を行う、としております。次に新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、

2 番の「令和4年度の目標及び活動計画」として、参入目標数を6経営体、参入目標面積を3ha、活動計画として、後継者及び新規就農者の掘り起こしを進めるため、年間を通して情報収集、発信に努めるとしております。

59 ページをご覧ください。「遊休農地に関する措置」として、

2 番目の令和4年度の目標及び活動計画について、遊休農地の解消目標面積 64.9ha、活動計画として農地の利用状況調査を農業委員、推進委員の方41名で調査していただいて、調査時期を7月から9月、事務局での調査取りまとめを9月から10月に予定しております。調査方法は、管内全域を調査区域とする、委員及び最適化推進委員が、地区の耕作状況を一筆ごとに現地確認をし、分類しながら把握する。また農地の利用意向調査を 10 月から 11 月に行って、事務局での調査結果の取りまとめを 11 月から 1 月に計画しております。違反転用への適正な対応としまして、

2番の「令和4年度の活動計画」として、7月から9月の農地利用状況調査時に併せた農地パトロールの実施、現確認分の是正へ向けて随時聞き取り調査などを行う、広報誌での周知を行うと計画しております。

以上が令和3年度の点検評価及び令和4年度の活動計画です。

説明は以上です。

○議長

質疑を行います。

―質疑応答―

○議長

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第 14 号 「農業委員会の適正な事務実施について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号「農業委員会の適正な事務実施について」は、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 15 号「あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

60 ページをお開き下さい。

議案第 15 号 あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについてご説明いたします。

本件は、現在のあっせん譲受け等候補者名簿が作成後、約 1 年を経過したので見直しを行う必要があるため提案するものです。

あっせん譲受け等候補者名簿は、あっせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手方として適当と認められる候補者を登録した名簿であり、五島市農地移動適正化あっせん事業実施要領第 3 項の規定により作成するように定められております。

あっせんの相手方の要件については、同要領第 2 項第 1 号に定められており、要件の 1 点目は『その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積が別表第 1 に定める基準面積を超えるものであること。』、2 点目は『その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。』、3 点目は『その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。』となっております。

また、このあっせん譲受け等候補者名簿に登載されますと、農業経営基盤強化法に基づく農用地の利用集積を行い、農用地の所有権移転をすることができます。この場合、その後の名義変更の手続きを嘱託登記として市で代理して行いますので、司法書士などの代理人に依頼する場合に比べまして手数料等が軽減できるメリットもございます。

なお、本案につきましては 5 月 17、18 日、各地区協議会において審査していただいており、その結果を 63 ページから 89 ページの名簿に掲載しております。各地区ごとの候補者数はページに記載のとおり、大津・奈留地区 44 人、福江地区 85 人、崎山地区 101 人、本山・大浜地区 106 人、富江地区 80 人、玉之浦地区 19 人、三井楽地区 79 人、岐宿地区 18 人、山内地区 86 人、合計 618 人となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。

―質疑応答―

○議長

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第 15 号「あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号「あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて」は、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 16 号　五島農業振興地域整備計画変更に係る意見について、を議題といたします。

除外について審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

90 ページをお開き下さい。

五島市農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に関する関係条文を要約してご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の中で、市町村が行う農業振興地域整備計画を策定または変更しようとするときは、農業委員会の意見を聴くものとする、となっております。

また「市町村農業振興地域整備計画の管理要領」の農用地利用計画の変更判断基準に基づき、農用地区域内の土地を農用地区域から除外する変更の可否の判断に当たっては、

①農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地をもってかえることが困難と認められること。

②農用地の集団化、農作業の効率化その土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

④土地改良の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

⑤土地改良事業等が、完了後8年を経過しているものであること。

以上 5 つの要件に留意することになっています。続いて、議案の説明をいたします。

91 ページをご覧下さい。

議案第 16 号

1 番　申出人については、議案書のとおりです。

所在地、吉久木町　畑 1 筆　1,306 ㎡の内、624 ㎡。除外の目的は、住宅用地、施設の概要としては、居宅 1 棟（木造瓦葺平屋建）となっております。

除外の理由は、「申出人は現在・、岐宿町の祖母の家に同居しているが、営農耕作や牛の世話に便利が良い経営農地に近接する場所に農家住宅を建築し、生活拠点を移して営農を一層充実させたい。」とのことです。

以上です。

○議長

次に本案に対する福江地区協議会の報告を求めます。

□福江地区協議会会長

福江地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第１６号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見についての１番について、当協議会は去る５月１８日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

農用地区域の除外のための当該計画変更は、「やむを得ない。」との意見にすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。

○議長

福江地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わります。

議案第 16 号の1番に対する福江地区協議会の報告は、「やむを得ない。」であります。

報告のとおり、「やむを得ない。」とすることに賛成の方は挙手願います。

○議長

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第 16 号の1番は、「やむを得ない。」と決しました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。

○議長

次に報告・協議事項に入ります。

事務局より報告をお願いします。

○事務局

報告・協議事項

(1)　ながさき農業委員会１・１・１運動について

(2)　会議等報告・予定について

(3)　農地所有適格法人要件確認について

(4)　その他

について報告

○議長

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和 4 年度第 2 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後　3時45分　閉会＝